応募から実施報告まで

① 申請書類の提出(3月31日まで) (団体の規約、事業の内容、事業に要する経費の内訳、予 算書などが必要となります。)

② 町の審査により、補助の採択・不採択、補助金額を決定 し、申請者へ結果を通知します。(4月30日まで)

補助採択を受けた団体は、補助金の申請を行います。

(4) 町から補助金の交付をします。

Ţ 事業実施 (5)

補助事業が完了したら、町へ実施報告書類を提出します。

実施報告書類により、補助金の使われ方や事業実績など を町が審査します。

(補助対象経費の減少や補助対象外経費に使用された場合 は補助金の返還が生じます。)



を目的としています。 進させるとともに、 させ住民協働のまちづくりを推 ことにより、 事業経費の一部を町が助成する 役立つ公益性のある事業に対し、 的に行う、 透明性、 この補助制 公平性を高めること 地域のまちづくりに 一度は、 団体活動を活発化 補助金支出 団体が主体 ない事業

訳、 る団 れます。 実施した後に補助金額が決定さ れた申請書類による町 請書類が必要となり、 実施予定日などを記載した 体は、 事業内容、 経費の内 の審査を 提出さ

わります。

による補助制度に来年度から変

金が、

公募による事業提案型 体に町から交付する補

団

この

補

助制度を受けようとす

【補助対象事業

笠松町内で実施する事

費用、

飲食費、

領収書などによ

する記念品、視察・研修などの

り確認できない経費など

詳しくは3月の広報紙をご覧

営利、政治、 団体が主体的に実施する事業 公益性が認められる事業 宗教を目的とし

ください。

【対象となる団

営利、政治、 会計処理ができる団体 活動の拠点が町内にある団 宗教を目的とし

【補助できない経費例 会員の福利厚生費、 会員に対

ない 団体

智智》

町では、住民協働のまちづくりを推進するため、皆さんからのご意見、ご要望をお聴 きする「ふれあい意見箱」を町内の公共施設などに設置しています。町政やまちづくり に対するご意見、ご要望、ご質問など、備え付けの意見カードに記入のうえ投函してく ださい。皆さんからいただく貴重なご意見などは、さまざまな施策や事業の参考にさせ ていただきます。

【ふれあい意見箱設置場所】

役場・北事務所・中央公民館・松枝公民館・総合会館・歴史民俗資料館・福祉健康セン ター・福祉会館・各町立保育所・児童館・巡回町民バス内

【問合先】企画課

